

.....
2019 暮らしのサポーター通信(10月号)
.....

**「定期購入」のトラブルが多発しています！
通信販売はクーリングオフできません！！**

困ったとき、心配
になったときは、
消費者ホットライン
188いややに
お電話を！
最寄りの消費生活
センターをご案内
します。



くらサポ川柳

**ちょっと待て
注文前に
よく確認**

最近多い「定期購入」トラブル。通信販売サイトなどの「初回90%off」などの魅力的な広告に惑わされず、購入条件などの確認はもちろん、本当に必要かどうか、注文前にもう一度考えてみたいものです。

(編集担当)

「インターネットやSNSで「痩せる」「有名人も使用」「美容に良い」などの広告を見て、お試しのつもりでサプリメントや化粧品などを通信販売で購入した。ところが翌月も同じ商品が届き、驚いてサイトを確認したら「定期購入」が条件であり、2回目以降は高額な代金を請求された」という相談が多く寄せられています。

商品を注文する前に確認しましょう！

- 「定期購入が条件となっていないか」などの契約内容
1回目を低価格で購入するためには数ヶ月間の定期購入が条件となっている契約が増えています。商品を注文する際に、契約内容をしっかり確認しましょう。
- 「解約・返品できるかどうか」など解約条件
商品が未使用・未開封の場合や身体に合わない場合などに、解約・返品に応じる事業者もありますが、すべての事業者がこうした対応をしているわけではないので、広告や商品注文時に確認しておきましょう。

事業者にも電話してもつながらず、解約の申請期間を過ぎてしまったというケースもみられます。事業者にも連絡をした証拠として、電話、FAX、メールなどの記録を残しておきましょう。

トラブルが生じた場合には、悩まずに最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

国民生活センター「注意情報」から

冬物の「衣服・履物」の詐欺・模倣品サイトに注意！！
～冬季にトラブルが集中して発生！～

インターネットの通販サイトで商品を購入したものの「いつまでたっても商品が届かない」「偽物が届いた」「事業者にも連絡しても返事がない」といった相談が引き続き寄せられています。

特に近年は、冬物の衣服・履物（ダウンジャケットやブーツ等）を購入する時期にあわせて、詐欺・模倣品サイトが登場してくるケースが多くなっており、トラブルが冬季に集中して発生する傾向があります。



<相談事例>

1. SNSの広告で見つけた通販サイトでダウンジャケットをクレジットカードで購入した。「在庫処分80%OFF」とあったが、サイト内もしっかりとした作りになっており、迷わず購入してしまった。商品到着まで1～2週間かかると書いてあったが、あまりにも遅いため連絡を取ろうとしたが、サイト内に連絡先が見当たらなかった。後日、クレジットカード会社からの請求があった。（20歳代 男性）

2. SNS上の広告を見て注文した。有名ブランドのダウンジャケットを大幅割引して限定300着販売する、との広告だった。支払い方法は代金引換で、昨晚に商品を受け取った。開封し商品を確認したところ、明らかな偽物だった。すぐに事業者にも連絡を取ろうとしたが、電話が繋がらなかった。メールでも問い合わせたが返事なかった。（40歳代 女性）

3. 広告メールを見て、有名ブランドの公式サイトと書かれていた通販サイトでブーツを購入した。粗悪な模倣品が届いたので、事業者にも返金してほしいとメールをしたが返事がない。クレジットカードで支払っているため、カード会社に連絡したが、商品が届いているためどうにもならないとの回答であった。（50歳代 女性）

<詐欺・模倣品トラブルにあわないためのチェックポイント>

完全に見分けることは非常に困難ですが、以下のチェックポイントを参考にし、少しでも不安を感じた場合は購入を控えてください。

【チェックポイント1】

- サイト内の情報を確認
 - 日本語の字体・文章表現がおかしい。
 - 販売価格が大幅に割引されている。
 - 事業者の住所の記載がない。または、住所の記載はあるが、場所を調べてみるとおかしい。（田んぼや畑、個人宅になっているなど）
 - 事業者への連絡方法が、問い合わせフォームやフリーメールだけになっている。
 - 支払方法が銀行振込のみになっている。
（申込み後に事業者から銀行振込に誘導される場合もある。）
 - 利用規約等におかしな記載・不当な記載がある。
 - サイト内のリンクが適切に機能しない。
 - サイトURLの表記がおかしい。（ブランドの正式な英語表記と少しだけ異なっている、前後に別の文言が追加されているなど）
 - サイト内の個人情報等を入力する画面にSSL（情報を暗号化した通信方法）が導入されていない。

【チェックポイント2】

- サーバ情報を調べられるサイトで、当該サイト・サーバの情報を確認

【チェックポイント3】

- インターネット上の当該サイトに関するトラブル情報を確認

【チェックポイント4】

- 当該サイトの運営事業者へ事前に問い合わせし、返信内容等を確認
（返信が無い、日本語の字体・文章表現がおかしいなど）

もし、トラブルにあってしまったら・・・

- ・すぐに最寄りの消費生活センター等にご相談ください。
（消費者ホットライン188）

- ・海外事業者とのトラブルについては、国民生活センター越境消費者センター（CCJ）でも相談を受け付けていますので、ご利用ください。
（相談はウェブフォームで受付 <https://www.ccj.kokusen.go.jp/>）

◆くらしのコラム◆

1円硬貨は1グラム、直径20ミリ
～5円硬貨は4グラム～

よく聞いたことと思うが記す。消費増税があると1円硬貨が話題になる。なんとなく増税が落ち着いてくると内税になり1円硬貨の出番が少なくなるが、税率変更時は1円玉が溜まる感じである。

1円と言えば重さが1グラムであるので徳島の方言で、チギ、天秤秤であれば（昔の薬局で使っていた秤）1g単位で重さを計ることが出来るのである。直径は20ミリである。

50円玉になると重さは4グラムであり、直径は21ミリである。1円玉のように区切りの良い単位ではなく、他の硬貨も重さも長さも区切りが良く覚えやすいものはない。計量としては1円硬貨に勝るものはない。

私の子どものころは魚屋さんが、チギ、をよく利用していた。

くらしのサポーター 三原茂雄

◆絵手紙◆



くらしのサポーター 福谷 洋介

●サポーターの皆様の投稿大歓迎！

くらサポ川柳への投稿、地域のイベント宣伝や活動報告など、掲載したいことがありましたら、お気軽におたずねください！

お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター
〒770-0851 徳島市徳島町城内2番地1 とくぎんトモニプラザ 5階

- ・相談電話 088-623-0110
- ・啓発受付 088-625-8285
- ・事務担当 088-623-0612
- ・ファクシ 088-623-0174

【電子メール】 t-shouhi@mail.pref.tokushima.jp

【ホームページ】 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>

